

中山間地域等直接支払制度 中間年評価(案)

【第 4 期対策】

農村振興局

平成 3 0 年 6 月

農林水産省

(目次)

I 中山間地域等直接支払制度の概要

- 1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景 2
- 2 中山間地域等直接支払制度の概要 3
- 3 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経緯 5
- 4 日本型直接支払 6

II 中間年評価の目的と方法

- 1 中間年評価の目的と評価の方法 8
- 2 中間年評価の流れ 9
- 3 中間年評価の内容と評価基準 10

III 中山間地域等直接支払制度の実施状況（29年度）

- 1 交付面積、協定数、協定参加者数 16
- 2 地目及び交付基準別交付面積、集落協定の規模、加算措置 17
- 3 協定参加者の年齢構成 18
- 4 交付金の支出状況 19

IV 中間年評価の結果

- 1 協定に定められた活動に関する協定毎の総合評価 22
- 2 協定に定められた活動毎の実施状況
 - (1) 集落協定 23
 - (2) 個別定 25
 - (3) 指導・助言の内容等 26
- 3 具体的な取組の実施状況
 - (1) 農業生産体制 27
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析

IV 中間年評価の結果（つづき）

- (2) 所得形成 31
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析
- (3) 集落維持 35
 - ・ 協定に定められた取組の実施状況
 - ・ 特徴的な取組
 - ・ 農林業センサス等を活用した効果分析
- (4) 加算措置 41
 - ① 集落連携・機能維持加算
 - ② 超急傾斜農地保全管理加算
- (5) 集落戦略 47
- 4 行政取組等
 - (1) 市町村の推進活動等 51
 - (2) 都道府県の推進活動等 53
- 5 制度そのものの評価（アンケート調査結果） 54

V 都道府県の中間年評価結果

- 都道府県の中間年評価結果 67

VI 第三者機関の委員からの意見

- 第三者機関の委員からの意見 71

VII 中間年評価のまとめ

- 中間年評価のまとめ 73

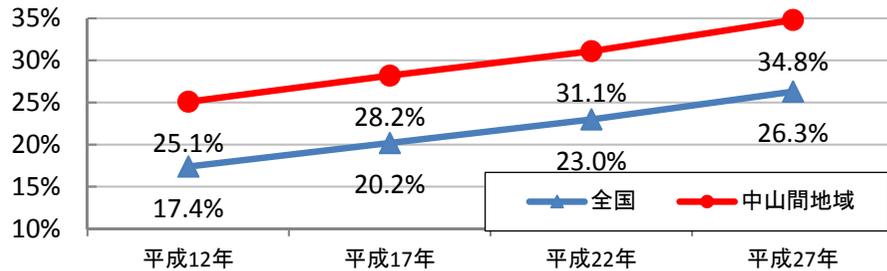
I 中山間地域等直接支払制度の概要

1 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

○ 中山間地域等が我が国農業・農村にとって重要な位置を占めている一方、高齢化の進行等により、その多面的機能等の低下が特に懸念されることを踏まえ、平成11年に成立した食料・農業・農村基本法の規定を受けて、農業生産活動が継続されるよう、農業の生産条件の不利を補正することにより多面的機能の確保を特に図るための施策として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○ 中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ農業生産条件が不利であり、高齢化・過疎化の進行、担い手不足、生活環境整備の遅れなども顕著であることから、耕作放棄地の増加等による食料供給機能及び多面的機能の低下が特に懸念。

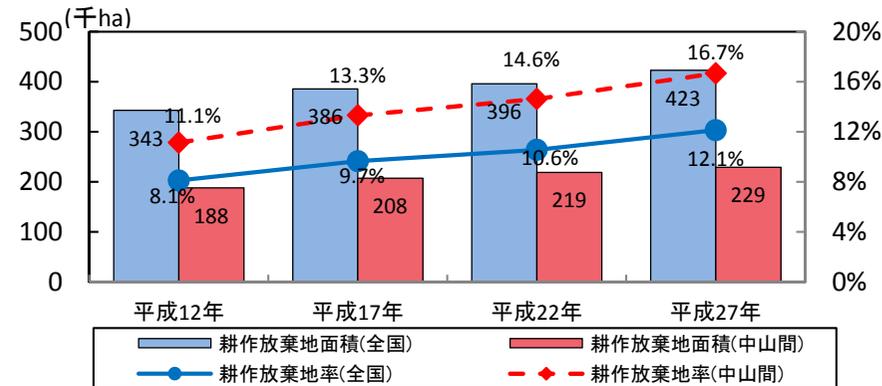
<高齢化率の推移>



資料：総務省「国勢調査」

注：中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省地域振興課が集計。

<耕作放棄地率の推移>



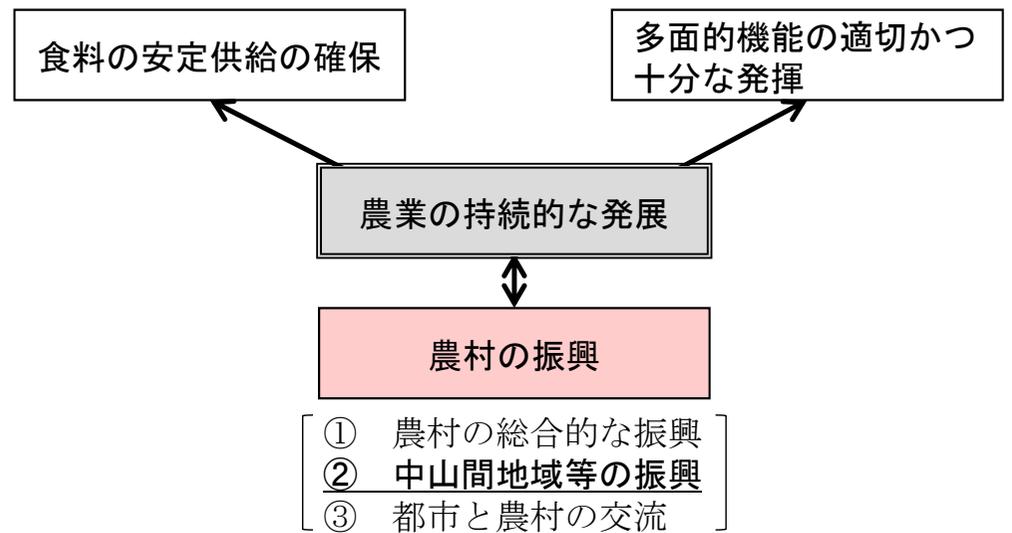
資料：総務省「国勢調査」

注1：高齢化率は、65歳以上人口の割合。

注2：平成17年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。平成22年及び平成27年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省地域振興課が集計。

○ 食料・農業・農村基本法に基づく施策の一つとして、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

<食料・農業・農村基本法における基本理念>



食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）

（中山間地域等の振興）

第35条第2項

国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

2. 中山間地域等直接支払制度の概要（交付要件、交付単価等）

- 集落等を単位とする取決め（協定）を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）を開始したところであり、平成30年度予算は263億円を計上。

交付要件

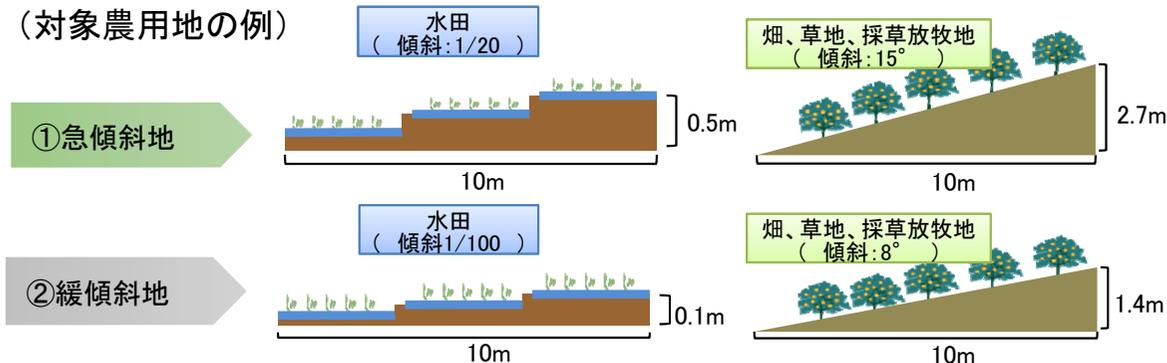
1. 制度の対象となる地域及び農用地

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

2. 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

（対象農用地の例）



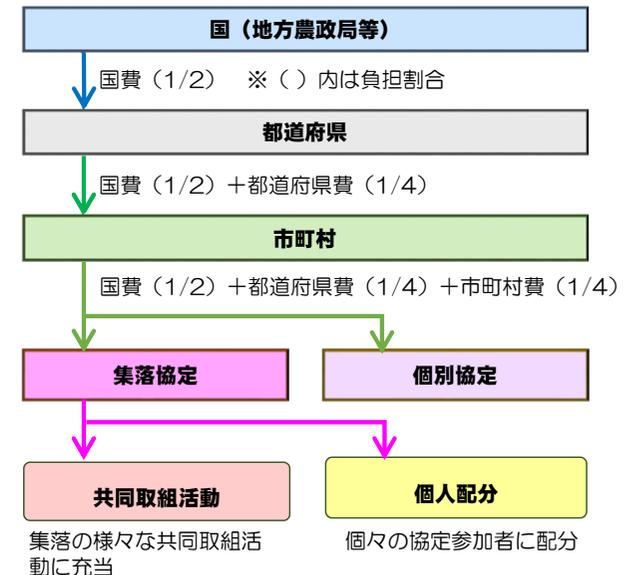
3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15°～）	11,500
	緩傾斜（8°～）	3,500
草地	急傾斜（15°～）	10,500
	緩傾斜（8°～）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°～）	1,000
	緩傾斜（8°～）	300

交付金交付の流れ



3. 協定に定める活動内容、加算措置

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じているところ。

① 農業生産活動等を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の10割を交付）

- 例：
- ・ 農業生産性の向上に係る取組（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
 - ・ 女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）
 - ・ 集団的かつ持続可能な体制整備の取組（協定参加者が活動等を継続できなくなった場合に備え、集団で活動を継続できる体制を構築）



【機械の共同利用】



【ゆずの加工】

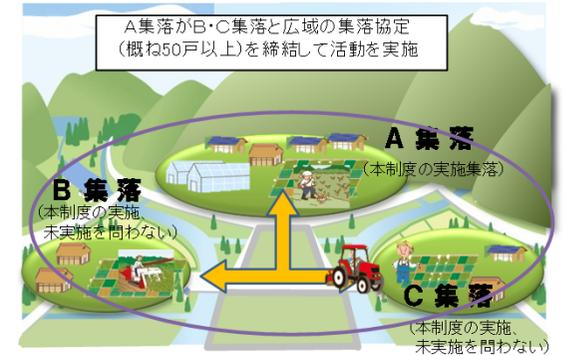
加算措置

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

地目にかかわらず3,000円/10a

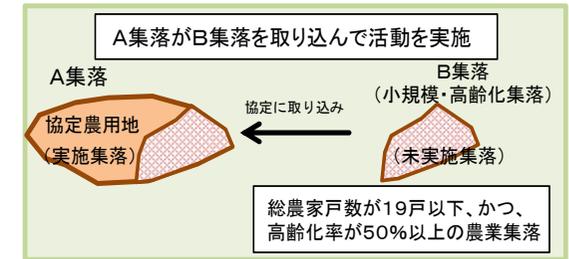


【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a



② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

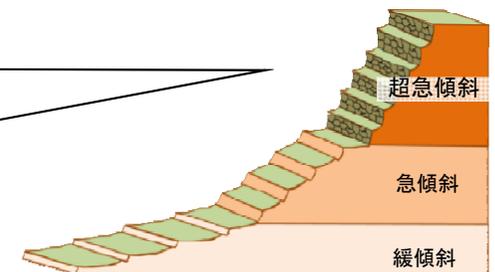
【対象活動の例】



石積み保全活動

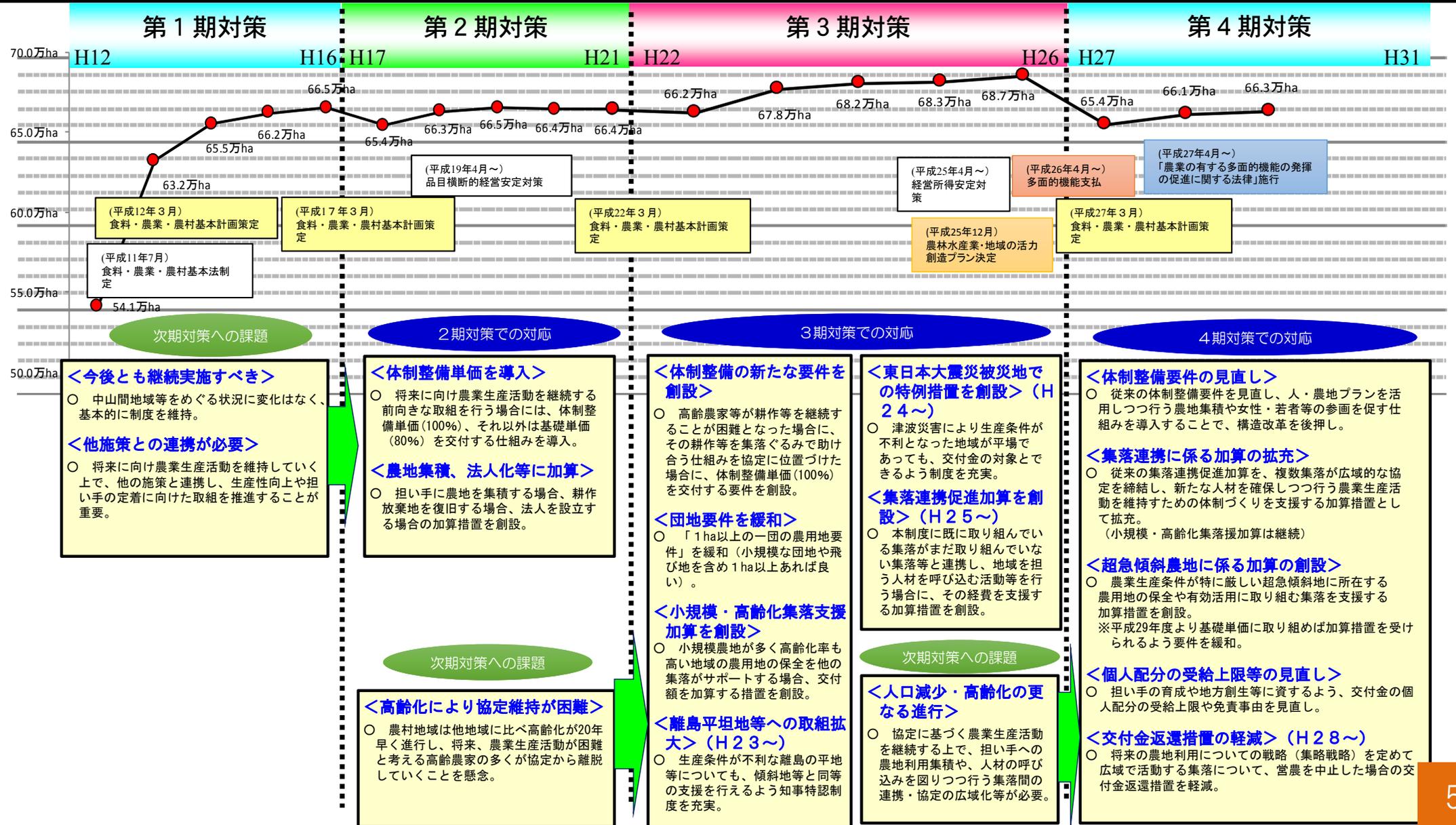


柵田オーナー制度



4. 制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- 平成28年度から、集略戦略を作成して、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。



<今後とも継続実施すべき>

- 中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

<他施策との連携が必要>

- 将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

<体制整備単価を導入>

- 将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入。

<農地集積、法人化等に加算>

- 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

<高齢化により協定維持が困難>

- 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

<体制整備の新たな要件を創設>

- 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価(100%)を交付する要件を創設。

<団地要件を緩和>

- 「1ha以上の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

<小規模・高齢化集落支援加算を創設>

- 小規模農地が多く高齢化率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

<離島平地等への取組拡大>(H23～)

- 生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同等の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

<東日本大震災被災地での特例措置を創設>(H24～)

- 津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるように制度を充実。

<集落連携促進加算を創設>(H25～)

- 本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

<人口減少・高齢化の更なる進行>

- 協定に基づく農業生産活動を継続する上で、担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。

<体制整備要件の見直し>

- 従来の体制整備要件を見直し、人・農地プランを活用しつつ行う農地集積や女性・若者等の参画を促す仕組みを導入することで、構造改革を後押し。

<集落連携に係る加算の拡充>

- 従来の集落連携促進加算を、複数集落が広域的な協定を締結し、新たな人材を確保しつつ行う農業生産活動を維持するための体制づくりを支援する加算措置として拡充。(小規模・高齢化集落援加算は継続)

<超急傾斜農地に係る加算の創設>

- 農業生産条件が特に厳しい超急傾斜地に所在する農用地の保全や有効活用に取り組む集落を支援する加算措置を創設。※平成29年度より基礎単価に取り組みば加算措置を受けられるよう要件を緩和。

<個人配分の受給上限等の見直し>

- 担い手の育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の受給上限や免責事由を見直し。

<交付金返還措置の軽減>(H28～)

- 将来の農地利用についての戦略(集略戦略)を定めて広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。

5. 日本型直接支払として実施

【平成30年度予算額 77,190 (76,960) 百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される。
- このため、平成26年度より、日本型直接支払（中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。更に、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し。

1. 多面的機能支払 48,401 (48,251) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し



農地法面の草刈り 水路の泥上げ

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



水路のひび割れ補修 植栽活動

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等

2. 中山間地域等直接支払

26,340 (26,300) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域

3. 環境保全型農業直接支払

2,450 (2,410) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

Ⅱ 中間年評価の目的と方法

1 中間年評価の目的と評価の方法

- 中山間地域等直接支払制度においては、集落協定等に定められた活動の適切な実施、その効果発現のため、中間年評価、最終年評価を実施。中間年評価は、集落協定等に定められた取組が不十分な集落等に対して、改善に向けた適切な指導・助言を行うため、第2期対策から導入された仕組み。
- 第4期対策においては、集落協定等に定められた農業生産活動等の実施状況等、地方自治体の取組に対する評価、アンケート調査等を実施し、各評価項目毎に整理・分析した上で制度全体の総合的な評価を実施。

評価手法

- ① 集落協定等の自己評価票（集落等）
 - ・ 集落協定等に定められた農業生産活動等の実施状況等を農業者等が自ら点検・評価
- ② 集落協定等の市町村評価票（市町村）
 - ・ 農業者等による自己評価結果（①）を協定認定者である市町村の視点から客観的に評価
 - ・ 評価の結果、活動が進んでいない場合には指導・助言を実施
- ③ アンケート調査（集落等、市町村）
 - ・ 本制度の実施効果及び課題等の把握による定性的な評価
- ④ 中間年評価書（市町村、都道府県）
 - ・ 実施状況、活動の評価、アンケート調査等を踏まえた総合的な評価
 - ・ 市町村及び都道府県の推進体制、取組に対する支援の自己評価（都道府県は市町村の自己評価結果に対する評価を含む）
- ⑤ 農林業センサス等を活用した定量的な効果分析（国）
 - ・ 統計データを活用した実施効果の定量的な分析
※ 2～3期対策における効果のエビデンスとして分析
- ⑥ 集落協定・個別協定の概要（市町村、都道府県、国）
 - ・ 本制度の実施状況

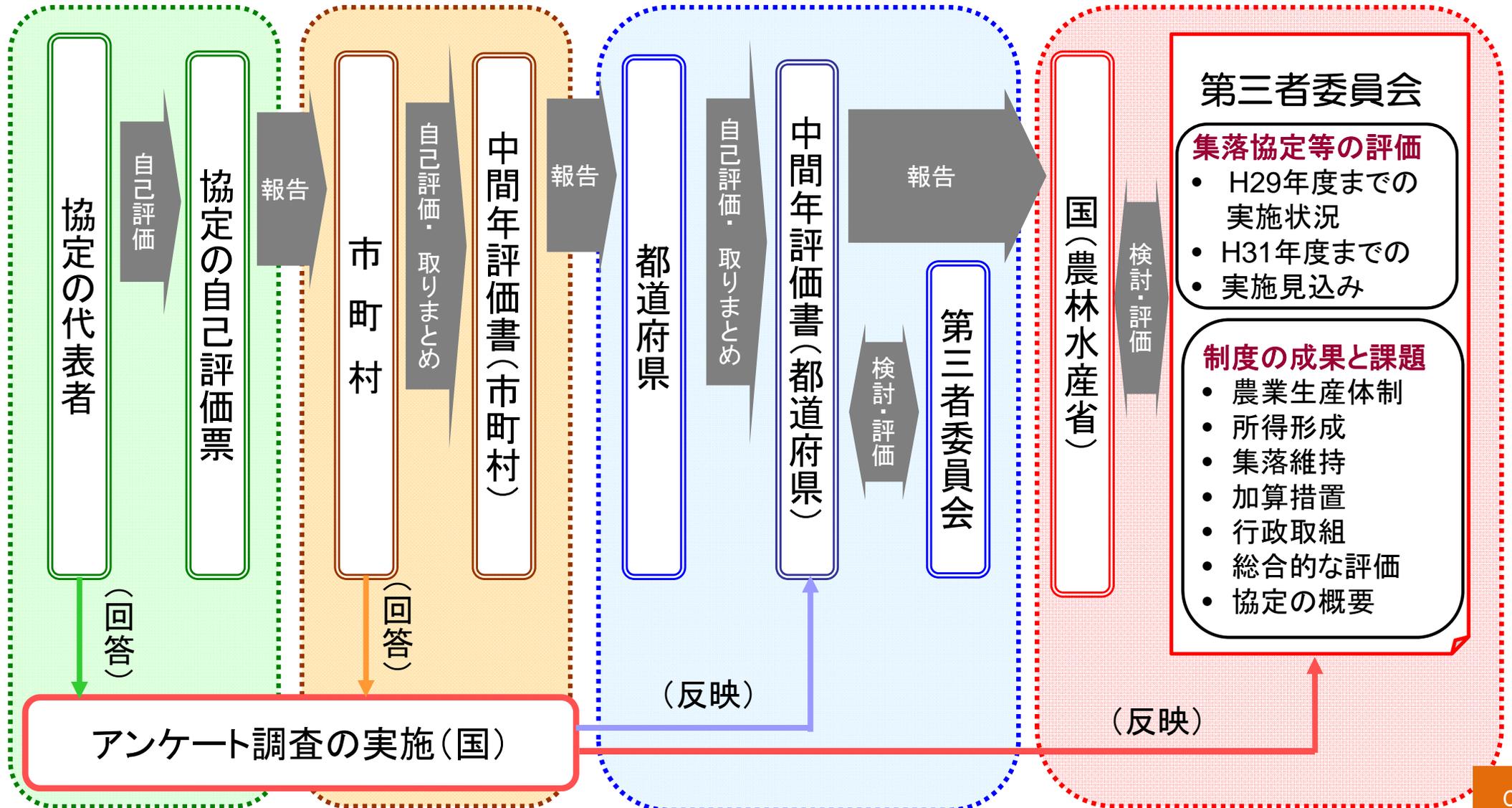
評価項目毎に整理・分析

評価項目

- ① 協定活動の実施状況（協定活動の総合評価）
- ② 具体的な取組の実施状況
 - 農業生産体制（農業経営体、農地利用）
 - 所得形成（6次産業化等の所得向上）
 - 集落維持（共同取組、集落コミュニティ）
 - 加算措置の取組
 - 集落戦略の取組
- ③ 行政取組等（市町村・都道府県の取組）
- ④ 制度そのものの評価（アンケート調査）
- ⑤ 制度全体の総合的な評価
 - ①～④の評価結果、都道府県の評価結果を踏まえた総合的な評価

2 中間年評価の流れ

- 中間年評価は、協定段階における自己評価及びアンケート調査を起点とし、市町村及び都道府県段階においては、協定の自己評価結果を客観的に評価するとともに、実施状況、アンケート調査結果も踏まえ、それぞれの区域全域における実施効果等を評価。
- 国は、都道府県段階の評価結果及び客観的なデータ分析結果から全国的、大局的な効果を分析・評価。



3 中間年評価の内容と評価基準①

- 協定に定められた活動等の実施状況を点検し、目標年度である平成31年度に向けても、その活動が維持され、効果の発現が見込まれるかを評価するとともに課題が明らかになった協定に対する指導・助言を強化。
- 協定の活動に重要な役割を果たす行政（市町村・都道府県）の推進体制を把握するとともに支援結果を評価。
- 本制度が地域に与えた様々な効果や課題を把握するため、評価結果を補完するものとして、集落段階・市町村段階でアンケート調査及び農林業センサス等の客観的データを活用した効果分析を実施。

① 集落による自己評価、市町村による評価

○ 集落協定等に定められた活動項目毎の評価（協定、市町村が実施）

1. 協定に定められた活動

平成29年度までの実施状況

- ① 「◎：優良」（目標に対し80%以上実施）
 - ② 「○：適当」（確実に実施又は目標に対し50～80%未満の実施）
 - ③ 「△：要指導・助言」（一部に遅れ等がみられる又は目標に対し50%未満の実施）
 - ④ 「×：返還等」（実施していない）
- 注 赤文字は数値目標のある取組のみに適用

2. 集落協定内での話し合いの状況

- ① 集落協定段階
 - ・話し合い回数、回数増加の有無
- ② 市町村段階
 - ・取組に必要な話し合いの実施状況（十分か、不足しているか）
 - ・農業生産活動の継続に向けた話し合いを実施、話し合い回数の増減

3. 集落戦略の取組状況（集落協定）

- ① 集落協定段階
 - ・必要性に関する意識、策定の有無、集落戦略の実現に向けた取組の有無
- ② 市町村段階
 - ・集落の現状を客観的に策定の必要性を判断できているか
 - ・策定の有無、集落戦略の実現に向けた取組の有無

平成31年度までの実施見込み（評価）

- ① 「◎：優良」（目標以上の達成が見込まれる）
- ② 「○：適当」（目標の達成が見込まれる）
- ③ 「△：要指導・助言」（指導・助言で改善が見込まれる）
- ④ 「×：返還等」（指導・助言しても改善が見込まれない）

注1 数値目標を設定した取組は、その達成見込みで評価
注2 数値目標のない取組は、毎年度継続実施が見込まれ、更に協定が見込んでいた内容以上の取組が見込める場合は「◎」、毎年度継続実施が見込める場合は「○」と評価

○ 協定毎の総合評価（市町村が実施）

- ① 「優」（◎又は○が6以上かつ×がない）
- ② 「良」（◎又は○が4以上かつ必須事項に×がない）
- ③ 「可」（×が必須事項にない）
- ④ 「不可」（×が必須事項にある）

注 「集落協定内での話し合い」「集落戦略の策定」は交付金交付の要件ではないため総合評価から除外

② 市町村・都道府県の推進活動等に関する評価

協定活動の継続に向け重要な役割を担う市町村・都道府県の推進体制や支援活動の内容を把握・評価。

市町村の推進活動等

- (推進体制) 担当者数、主な業務内容
- (支援体制) 他部局、都道府県、農業委員会や土地改良区など関係団体との連携、支援チームの有無
- (支援内容) 協定等への支援の主な内容
- (支援の成果) 協定等への支援の効果・自己評価
推進に関する課題、必要な支援

報告

都道府県の推進活動等

- (市町村の状況) 市町村の自己評価に対する評価
- (推進体制) 他部局、出先機関の関与、農業会議や土地改良事業団体連合会など関係団体との連携、支援チームの有無
- (支援内容) 市町村への支援の主な内容
- (支援の成果) 市町村への支援の効果
推進に関する課題、必要な支援

③ 集落、市町村におけるアンケート調査

協定等の評価結果を補完するものとして、農業生産活動等の継続に向けた体制整備の状況、広域化・集落連携及び人材の確保・育成の状況、耕作放棄の防止や集落維持の効果等に関し、定性的な効果を把握。

【アンケート調査の視点】

今後も農業生産活動等を継続できる体制の整備状況、取組内容、課題、必要な支援、耕作放棄の防止及び集落維持に関する効果 等

- 次期対策（平成32年度～：予定）～10年後も協定の活動を維持できる体制整備の状況 ○ 広域化、集落間連携の状況・効果
- 人材の確保の状況 ○ 集落戦略の取組状況 ○ 耕作放棄防止の効果 ○ 集落維持に関する効果 ○ 本制度の必要性・改善点 等

④ 農林業センサス等の客観的データを活用した効果分析

農業経営体、農地利用、6次産業化、集落維持に向けた取組に関し、本制度を実施している集落と実施できるが未実施の集落の状況を客観的データ（農林業センサス）により比較することで本制度の実施効果を定量的に分析した。

分析手法等

中山間地域等直接支払制度への取組による、農地の保全や構造改革の後押しなどの効果については、本制度への取組の有無だけに関わらず、社会情勢や各種施策等の様々な外部要因が影響していると考えられる。このため、中山間地域等直接支払制度以外の要因を極力排除して評価できるよう、傾向スコアマッチング手法を活用して、中山間地域等直接支払制度の取組の有無の区分で、「農業生産体制」や「所得形成」、「集落維持」の状況等について比較分析を行った。

※ 第4期対策の中間年において、これまで実施してきた本制度の効果を検証するための参考値として、現行制度（基礎単価、体制整備単価）が導入された第2期対策から第3期対策（農林業センサスの直近年）の実施効果を定量的に分析。

①比較区分

「実施集落」・・・センサス集落のうち、本制度の第1期～第4期対策まで継続して取り組んだ協定が存在する集落。

「未実施集落」・・・傾斜地を持ち、本制度の対象となる地域（「特定農山村法」等に指定）であるが本制度（第1期～第4期対策）に取り組んだ実績のない集落。

※ 農業条件が他の府県と大きく異なる北海道と沖縄県に属する農業集落、都市化が進んだ東京都、神奈川県、大阪府に属する農業集落は分析から除外し、データ不備の集落についても対象外とする。

②比較方法

傾向スコアマッチングにより選定された集落の各データから1集落当たりの増減を求め比較（DID法）

③分析に使用したデータ

農林業センサス（2005年（平成17年）、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）、中山間地域等直接支払交付金の取組状況

分析対象集落数（マッチングされた集落数）

実施地域：22,248集落 未実施地域：5,163集落

（留意事項）

※ 中山間地域等直接支払制度の取組は集落単位、複数の集落単位、対象農用地のカバー率など様々であるが、今回は集落単位で一定の条件のもとに「取組あり」「取組なし」を区分して分析を行ったものである。

※ 本制度の効果は今回用いた指標がすべてではなく、指標化が困難な成果も存在。

傾向スコア算出に用いた指標

分類	指標	年次	備考
農業構造	販売農家率の割合	2005年	販売農家数/総農家数
	販売農家数	2005年	
	専業農家の割合	2005年	専業農家数/販売農家数
	平均年齢	2005年	
	一戸あたり平均耕地面積	2005年	耕地面積/総農家数
生産基盤	借入耕地面積	2005年	
	耕地面積	2005年	
	田の傾斜面積割合	2001年	田1/20°以上面積/耕地面積
	畑の傾斜面積割合	2001年	畑15°以上面積/耕地面積
	田(20～30a)区画面積の割合	2001年	田(20～30a)区画面積/耕地面積
他施策	排水良好面積の割合	2001年	排水良好面積/耕地面積
	多面的機能支払い実施面積の割合	2015年	多面的機能支払協定面積/耕地面積
その他	府県ダミー	2015年	府県別フラグ

(参考) 傾向スコアマッチング分析の考え方

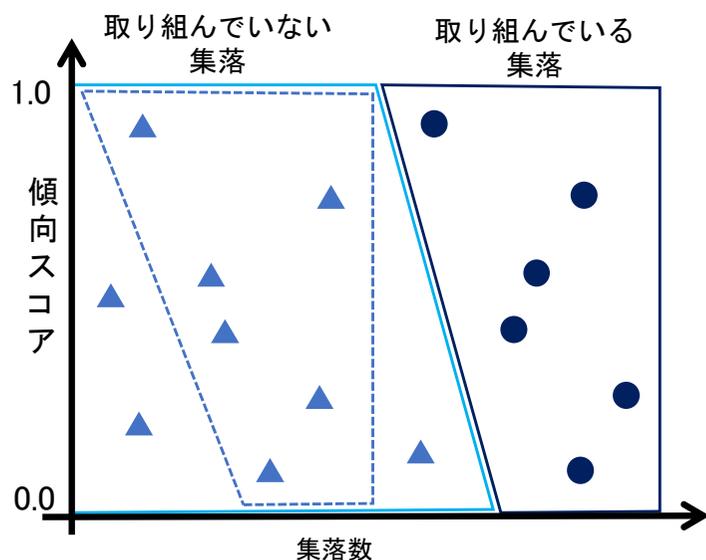
中山間地域等直接支払制度への取組状況は、農家の状況、地域の農用地の地目・傾斜条件・整備状況、農業地域類型等によって異なることから、本制度に取り組んでいる集落と取り組んでいない集落を単純に抽出すると、条件が異なる集落を比較する可能性がある。このため、比較の結果は取組有無による違いだけでなく、他の要因の違いによる影響を含んでいることとなる。

取組有無以外の条件の違いを「中山間地域等直接支払制度へ取り組む確率(傾向スコア)」という1つの指標で表し、取り組んでいる集落の傾向スコアに対して最も近い傾向スコアを持つ取り組んでいない集落を抽出する(マッチング)。その後、取り組んでいる集落とマッチングされた取り組んでいない集落間の比較を行う。傾向スコアを用いたマッチングにより、取り組んでいる集落と取り組んでいない集落の取組有無以外の条件の違いによる影響を極力小さくして評価を行うことができる。

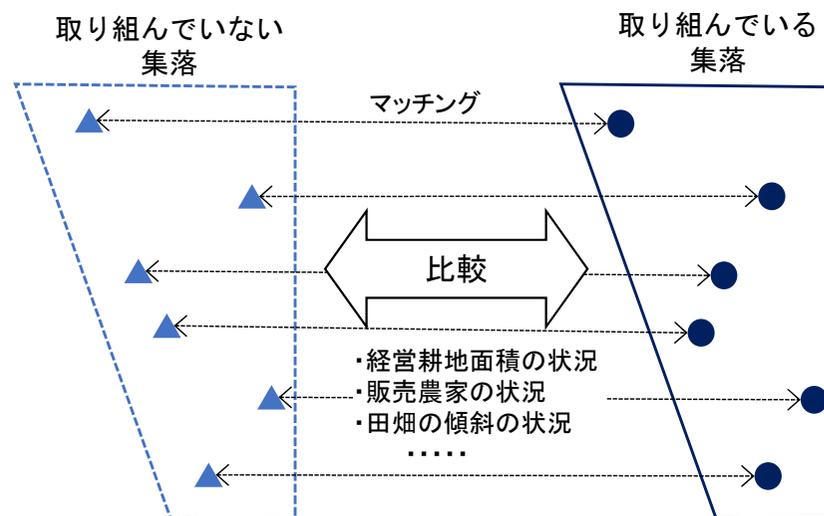
$$\begin{aligned} \text{傾向スコア (} p \text{)} &= \text{各集落が中山間地域等直接支払に取り組む確率} \\ &\quad \text{(中山間地域等直接支払への取り組みやすさ)} \\ &= f(\text{農地の傾斜面積割合, 販売農家率, 1戸当たり平均耕地面積, \dots}) \end{aligned}$$

傾向スコアマッチング分析のイメージ

【マッチング前】



【マッチング後】

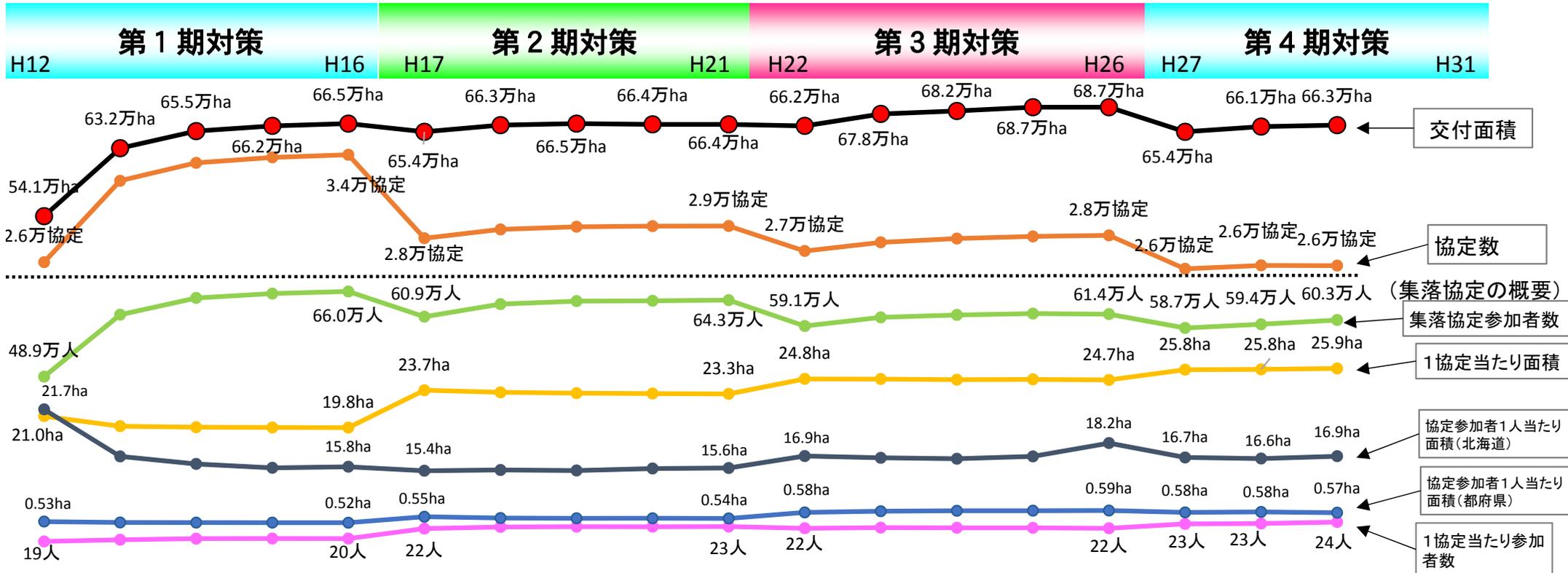


Ⅲ 中山間地域等直接支払の実施状況（平成29年度）

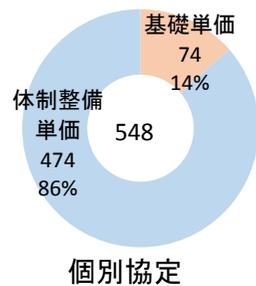
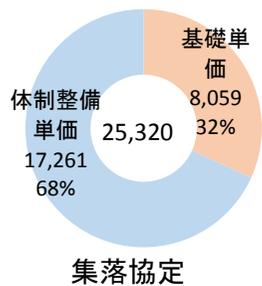
1. 交付面積、協定数、協定参加者数

- 平成29年度までに締結された協定数は25,868協定（うち集落協定25,320、個別協定548）、取組面積は66.3万ha（うち集落協定65.6万ha、個別協定0.7万ha）となっている。
- 集落協定の参加者は60.3万人で、1集落協定あたりの参加者数は24人、取組面積は25.9haとなっている。
- 制度発足当初からの推移を見ると、1協定あたり参加者数は19人から24人に、1協定あたり面積は21.0haから25.9haに増加しており、集落協定の広域化が進んできていることが伺える。

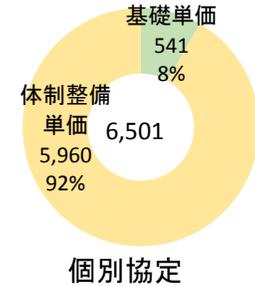
○ 交付面積、協定数、協定参加者数の推移



○ 単価別協定数



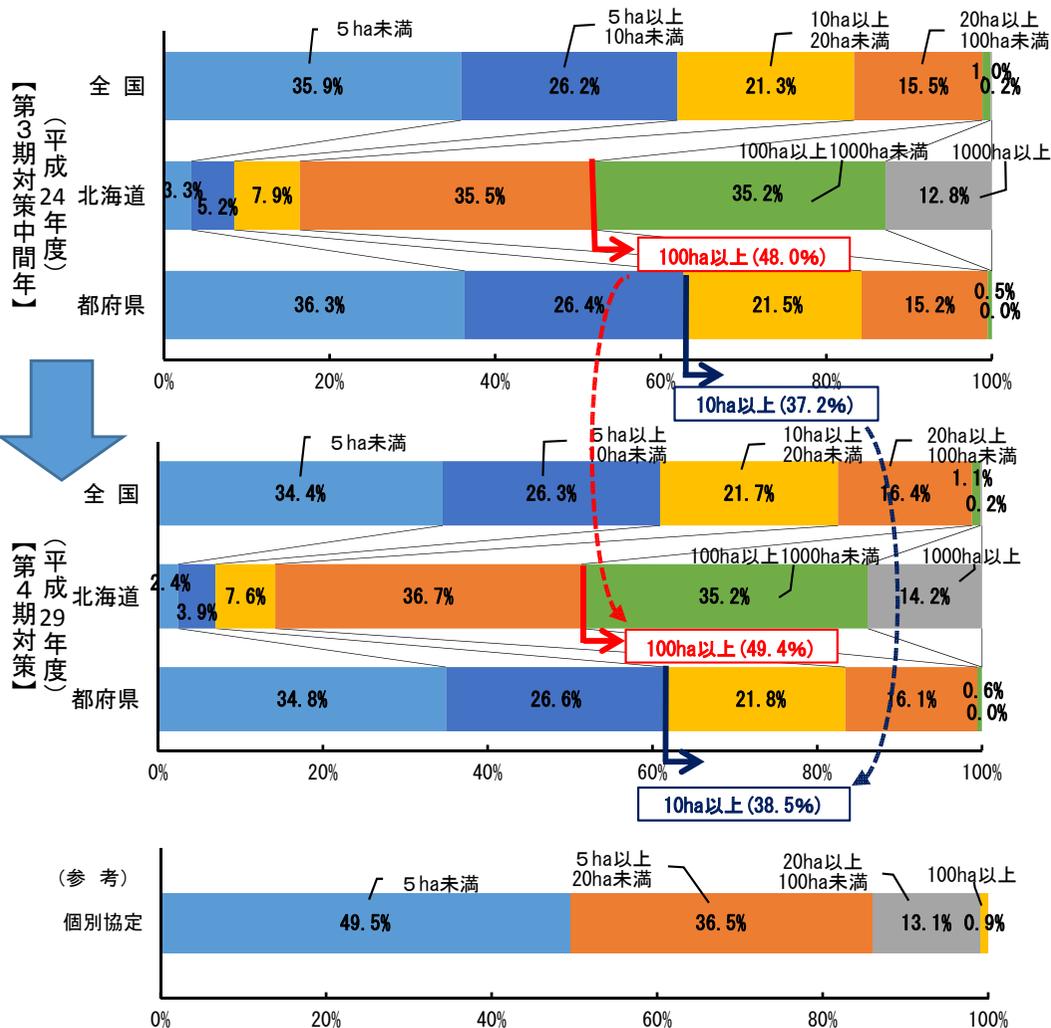
○ 単価別交付面積 (単位: ha)



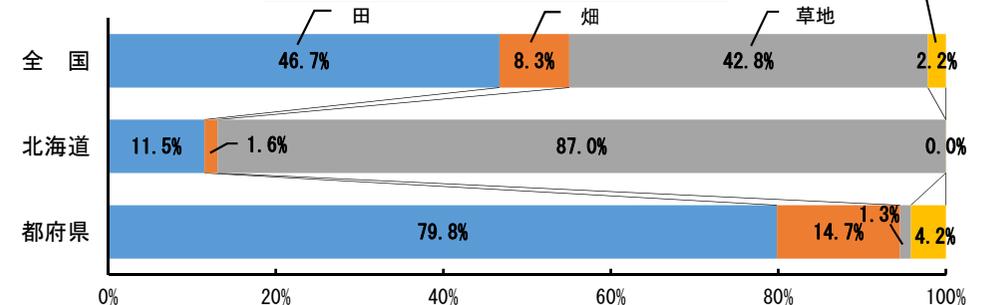
2. 地目及び交付基準別交付面積、集落協定の規模、加算措置

- 地目別の交付面積の割合は、田46.7%、畑8.3%、草地42.8%、採草放牧地2.2%、また、交付基準別の交付面積の割合は、急傾斜29.4%、緩傾斜28.0%、草地比率の高い草地40.8%などとなっている。
- 農用地面積規模別の協定数の割合を第3期対策中間年(平成24年度)における取組状況と比較すると、都府県では10ha以上の集落協定が37.2%から38.5%に、北海道では100ha以上の集落協定が48.0%から49.4%に増加しており、集落協定の規模拡大が進んでいることが伺える。
- 加算措置への取組では、集落協定の広域化支援加算は164協定で1万8千ha、小規模・高齢化支援加算は26協定で5百ha、超急傾斜農地保全管理加算は1,815協定で1万7千haの取組が行われている。

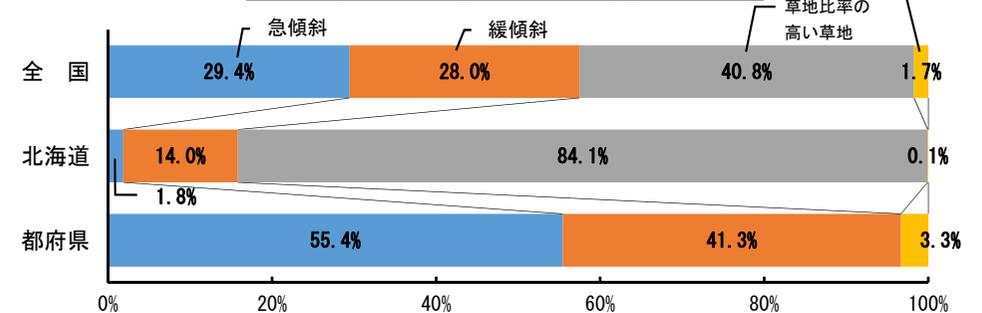
集落協定における農用地面積別協定数割合



地目別交付面積 (平成29年度実施状況)



交付基準別交付面積 (平成29年度実施状況)



加算措置への取組

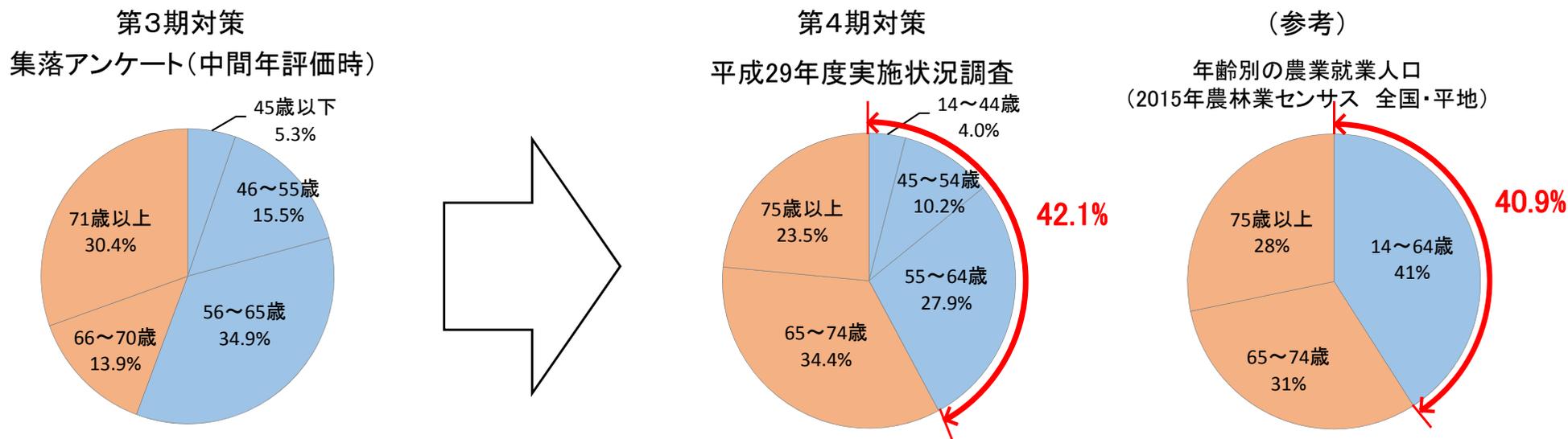
(単位: 件、ha)

	集落協定の広域化支援加算		小規模・高齢化支援加算		超急傾斜農地保全管理加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	164	17,943	26	549	1,815	16,909
北海道	2	8,401	-	-	5	29
都府県	162	9,541	26	549	1,810	16,880

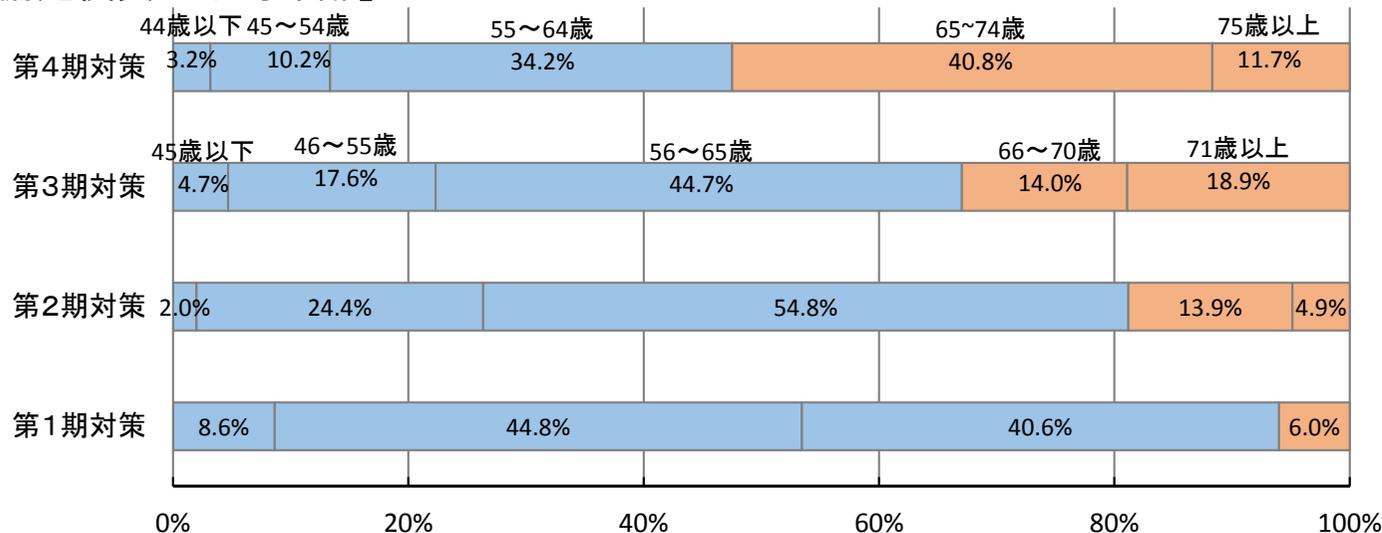
3. 集落協定参加者の年齢構成

- 協定参加者及び協定役員は、第3期対策の中間年評価時に比べ高齢化が進んでいることが伺える。
- 一方で協定参加者のうち64歳以下の割合は42.1%となっており、平地農業地域の農業就業人口(2015農林業センサス)の40.9%よりも高く、比較的若い世代が活動に参画していることが伺える。

【年齢構成の変化(第3期→第4期)】



【協定役員の平均年齢】



役員平均年齢の試算結果

(第4期対策) 64.3歳

↑

(第3期対策) 61.6歳

↑

(第2期対策) 59.5歳

↑

(第1期対策) 54.8歳

(平均年齢試算方法)
各年齢階層の中間年齢×役員数の合計/協定役員総数
※年齢階層の中間年齢とは、例えば46～50歳であれば48歳

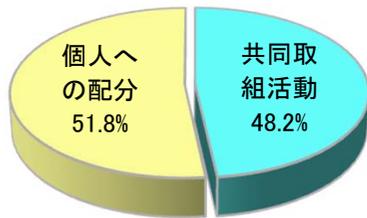
4. 交付金の支出状況

- 平成29年度における交付金の配分割合は、配分金額ベースでは農業生産活動を行う個人への配分が51.8%、農道・水路・農地の管理や共同利用機械・施設の導入などの共同取組活動への交付が48.2%となっているが、共同取組活動に50%以上を配分する集落協定が協定数で55%、協定面積で72%を占める。

注) 「個人への配分」は集落協定の個人配分に個別協定の交付金額を加えた割合

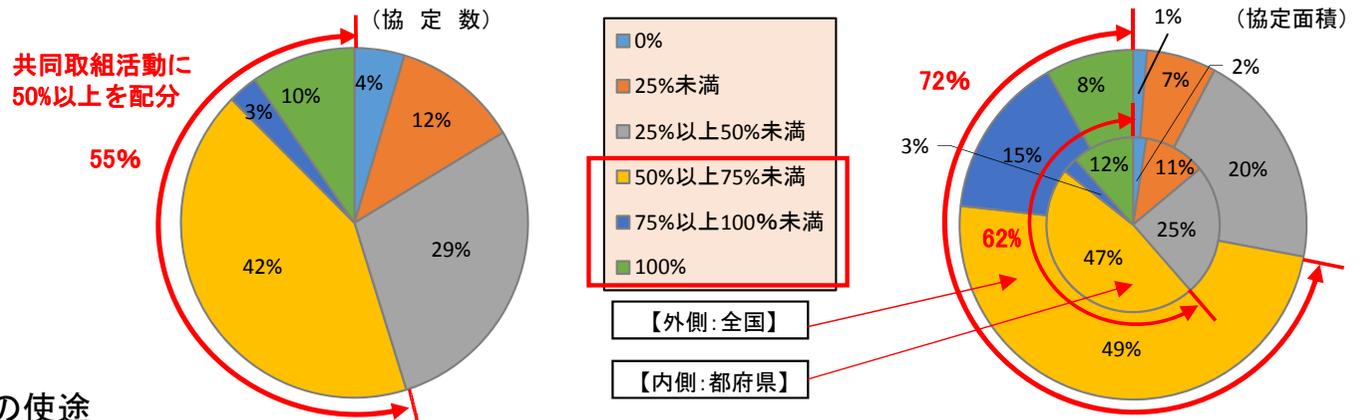
- 共同取組活動の内訳は、「農道・水路、農地の管理」が34.7%、「鳥獣害防止対策」及び「共同利用機械・施設整備費」が12.0%を占めている。また、将来に向けた農業機械施設の整備・更新、農業基盤の整備等に備えた積立や春先の活動に充てるための繰越経費が約3割となっている。

○ 交付金の配分割合



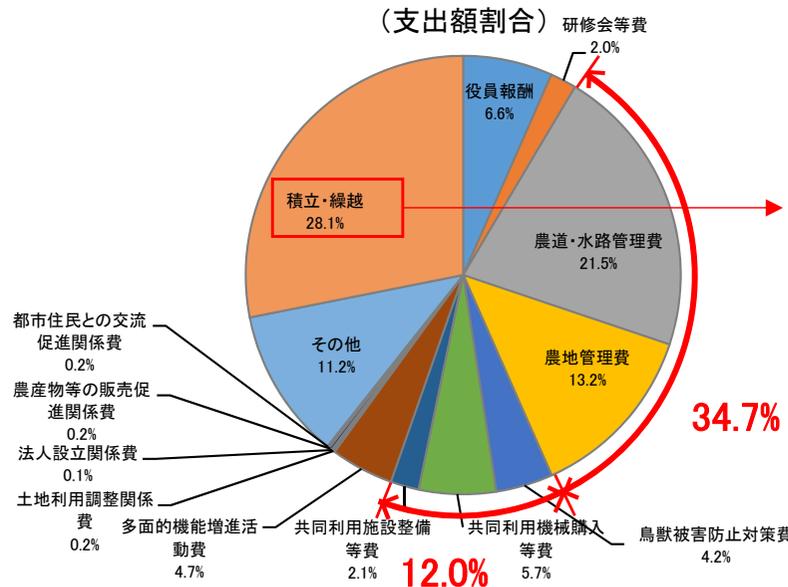
(配分金額ベース)

(共同取組活動への配分割合別の協定数、面積)

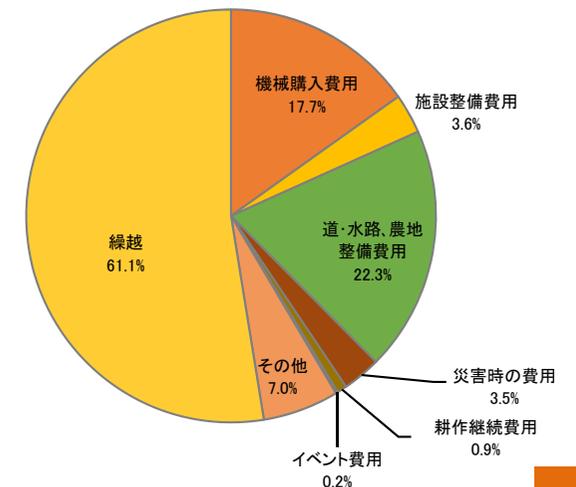


・共同取組活動(集落協定)に配分された交付金の使途 (交付金の使途別協定数)

集落協定総数	25,320	(割合)
役員報酬	21,075	83.2%
研修会等費	6,895	27.2%
農道・水路管理費	19,034	75.2%
農地管理費	11,383	45.0%
鳥獣被害防止対策費	6,338	25.0%
共同利用機械購入等費	3,581	14.1%
共同利用施設整備等費	1,479	5.8%
多面的機能増進活動費	6,853	27.1%
土地利用調整関係費	153	0.6%
法人設立関係費	43	0.2%
農産物等の販売促進関係費	192	0.8%
都市住民との交流促進関係費	219	0.9%
その他	13,239	52.3%
積立・繰越	11,854	46.8%



(積立・繰越の内訳)



Ⅲ 中間年評価の結果

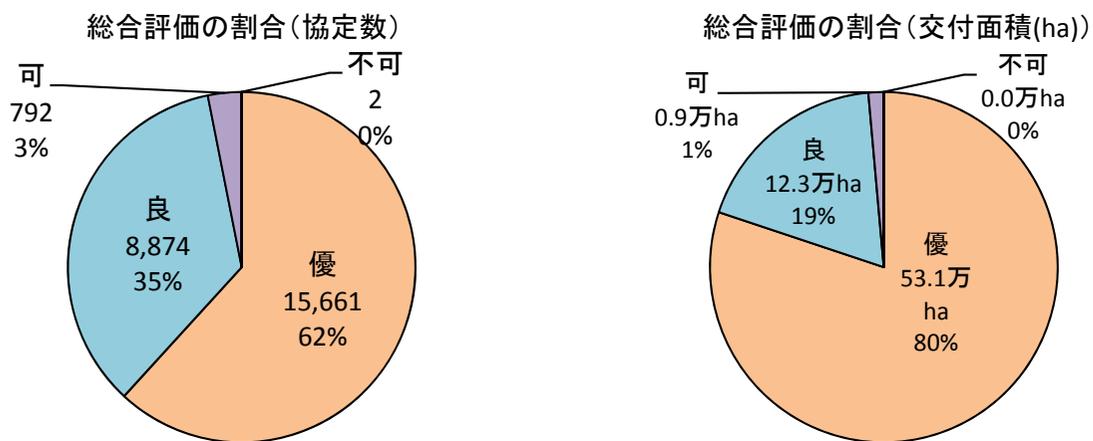
1. 協定に定められた活動に関する市町村が実施した協定毎の総合評価

○ 市町村が実施した協定毎の評価は、全協定25,879（集落協定25,329 個別協定550）のうち、「優」、「良」と評価された協定は24,741協定で協定数で96%、交付面積で99%を占めており、協定に定められた取組はおおむね順調に取り組まれていると考えられる。

※中間年評価の実施以降に協定の統合や廃止を行った協定等が存在するため、29年度実施状況と協定数が合致していない場合がある（以下同じ。）。

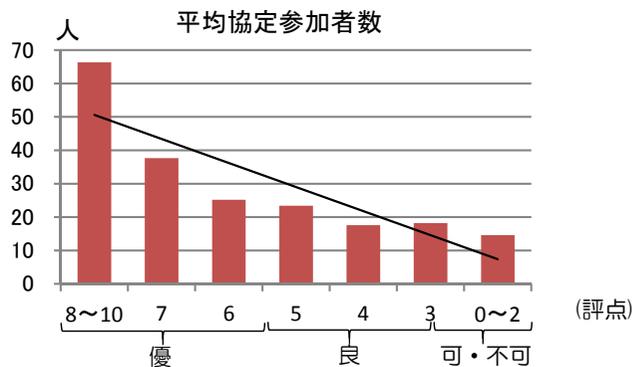
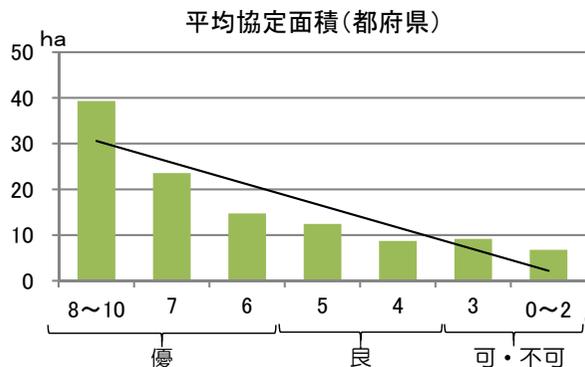
- 集落協定では、評価が高い協定ほど、協定面積が大きく、協定参加者も多い傾向にある。
- 一方、達成の度合いが低く、「可」と評価された協定が集落協定で792協定（3%）となっており、今後、市町村等による指導・助言が実施され改善が見込まれている。
- 個別協定で「可」と評価された344協定（63%）については、全ての取組が「◎」又は「○」となっており、順調に取り組まれている。
- 集落協定で「不可」と評価された2協定は、いずれも協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの。

集落協定

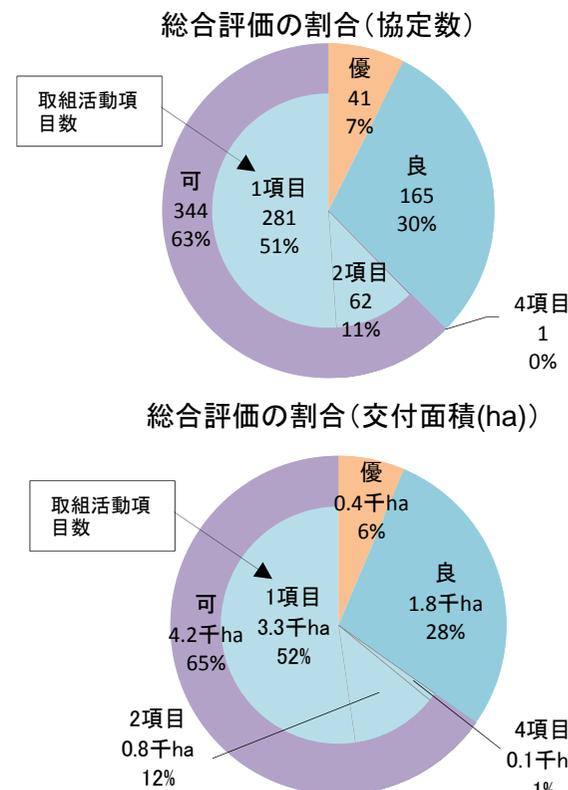


(注1) 総合評価とは、活動項目毎の評価結果（◎、○等）の合計数等に応じて各協定を、「優」、「良」、「可」及び「不可」で評価。

(注2) 交付面積はH29年度実施状況。



個別協定



(注)
 ・ 総合評価は「より多くの取組を確実に実施」することを基準とし、個別協定では3項目以上の活動を確実に実施する場合に「優」又は「良」となることとしている。
 ・ 個別協定の場合、自作地を含まない協定や自作地を含んでいても取組内容によっては、1又は2項目で交付要件を満たす場合がある。
 ・ このため、全ての取組を確実に実施していても総合評価では「可」となる場合がある。

2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (1) 集落協定

- 集落協定に定められた各活動とも、概ね9割以上が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「水路・農道等の管理活動」、「耕作放棄の防止活動」については、それぞれ11%、8%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定も1,883協定(7%)あり、今後、話合いの充実、共同取組活動の充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。
- 「×：返還」となったのは9協定で、うち2協定は協定違反により全額遡及返還し協定活動を取りやめたもの、7協定はC要件に取り組む協定において、死亡・高齢化等により農業生産活動の継続が困難となった農用地（交付金返還の面積に該当）を協定農用地から除外せざるを得なかったことによるものである（交付金の2割を遡及返還、協定は継続）。

【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果				計
			◎：優良 <small>(目標以上の達成が見込まれる)</small>	○：適当 <small>(達成が見込まれる)</small>	△：要指導・助言 <small>(改善が見込まれる)</small>	×：返還等 <small>(改善が見込まれない)</small>	
必須事項	① 集落マスタープラン	概ね5年間の具体的な活動計画	6% 1,408	93% 23,463	2% 457	0% 1	25,329
	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	耕作放棄の防止活動	8% 2,015	89% 22,634	3% 678	0% 2	25,329
		水路・農道等の管理活動	11% 2,804	88% 22,307	1% 217	0% 1	25,329
		多面的機能を増進する活動	7% 1,802	90% 22,840	3% 686	0% 1	25,329
選択事項	③ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全体制整備	6% 978	91% 15,669	3% 515	- -	17,162
		A要件	7% 96	84% 1,084	8% 108	- -	1,288
		B要件	9% 41	84% 376	7% 31	- -	448
		C要件		98% 15,848	2% 282	0% 7	16,137
	④ 加算措置	集落連携・機能維持加算		91% 150	9% 14	- -	164
		超急傾斜農地保全管理加算		97% 1,745	3% 54	- -	1,799
合計（重複除く）			4,198	25,090	1,883	9	

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」（目標以上の達成が見込める）、「○：適当」（達成が見込める）、「△：要指導・助言」（改善が見込まれる）、「×：返還等」（改善が見込まれない）の4区分で評価。

(参考) 集落マスタープラン、A、B、C要件、集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算について

1. 集落マスタープラン

集落マスタープランは、集落の実情を踏まえ、10年～15年後の集落の将来像を明確化し、それを実現するために、協定締結期間（5年間）に実施する活動内容とその達成すべき目標を定めたもの。

集落の目指すべき将来像

	集落協定総数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数 総数に占める割合	25,320	20,957 (82.8%)	3,967 (15.7%)	1,523 (6.0%)	2,324 (9.2%)

将来像を実現するための活動方針

	集落協定総数	①機械・農作業の共同化等富農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場産農産物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩その他
協定数 総数に占める割合	25,320	3,336 (13.2%)	675 (2.7%)	1,547 (6.1%)	1,632 (6.4%)	1,520 (6.0%)	478 (1.9%)	521 (2.1%)	317 (1.3%)	19,467 (76.9%)	2,612 (10.3%)

2. A、B、C要件

A、B、C要件は、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の選択的必須要件（通常単価を適用する要件）であり、協定農用地において、農用地等保全体制の整備、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動を行うこと。

項目	取組内容
A要件 (次のうち2つ以上を選択)	機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
B要件 (次のうち1つ以上を選択)	(集落協定に新規参加者（女性、若者、NPO法人等）の1名以上の参加を得た上で) 新規就農者等の確保、地場農産物等の加工・販売、消費・出資の呼び込み
C要件	農業生産活動の継続が困難となった場合に備えて、あらかじめ誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けておくこと

3. 集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算

集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）については、加算の対象となる取組に加え、人材確保（必須）とA要件、B要件の一部を実施している。超急傾斜農地保全管理加算に対しては、超急傾斜農地の保全及び当該農地等で生産される農産物の販売促進活動を実施している。

項目	取組内容
集落連携・機能維持加算 (次のうちいずれかを選択)	(活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で) 機械・農作業の共同化、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託、地場農産物の加工販売、消費、出資の呼び込み
超急傾斜農地保全管理加算 (それぞれ1つ以上に取組)	①超急傾斜農地の保全 石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、土壌流出防止対策 等 ②農産物の販売促進活動等 農産物のブランド化、パンフレットの作成、景観作り、棚田オーナー制度など都市住民との交流 等

(注) 集落連携・機能維持加算の「小規模・高齢化集落支援」については、加算の対象となる取組のみ。

2. 協定に定められた活動毎の実施状況 (2) 個別協定

- 個別協定に定められた各活動とも、9割以上の協定が「◎：優良」、「○：適当」と評価され、特に、「利用権設定等として取り組むべき事項」「利用権設定等又は農作業の受委託」「水路・農道等の管理活動」については、それぞれ23%、12%、9%が「◎：優良」と高い評価となっている。
- 一方、達成の度合いが低く、指導・助言が必要な取組がある協定もごく僅かであるが存在する。取組としては「耕作放棄の防止活動」「多面的機能を増進する活動」など、地域との連携が必要な取組であると考えられることから、今後、話合いの充実等、市町村による必要な指導・助言を行っていくこととしている。

【市町村が実施した取り組むべき活動項目毎の評価】

(単位：協定数)

取り組むべき事項		取組	活動項目毎の評価結果				
			◎：優良 (目標以上の達成が見込まれる)	○：適当 (達成が見込まれる)	△：要指導・助言 (改善が見込まれる)	×：返還等 (改善が見込まれない)	計
必 事 須 項	① 利用権設定又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託	利用権の設定等又は農作業の受委託	12% 66	88% 483	0% 1	- -	550
		耕作放棄の防止活動	9% 19	90% 191	1% 3	- -	213
選 択 事 項	② 農業生産活動等として取り組むべき事項等	水路・農道等の管理活動	9% 18	91% 177	- -	- -	195
		多面的機能を増進する活動	5% 9	94% 156	1% 1	- -	166
		③ 利用権の設定等として取り組むべき事項	一定割合以上の新たな利用権設定等(10%又は0.5ha以上の増加) 23% 22	77% 72	- -	- -	94
	④ 加算措置	超急傾斜農地保全管理加算	/	100% 16	- -	- -	16
合計(延べ計)			84	496	4	- -	

(注) 活動項目毎の評価は、上記の取組毎に「◎：優良」(目標以上の達成が見込める)、「○：適当」(達成が見込める)、「△：要指導・助言」(改善が見込まれる)、「×：返還等」(改善が見込まれない)の4区分で評価。